MINATO CITY

赤坂中地区 まちづくりガイドライン（素案）

Akasaka Middle District Guideline for Community Development

令和６（2024）年　月

港　　区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

～歴史と文化を伝承し、活気にあふれる、
安全・安心な職住環境を育むまち 赤坂～

港区長　　清家 愛

目　次

ガイドラインの構成 5

第１章　はじめに 7
１．ガイドライン策定の背景と目的 8
２．対象区域 9
３．まちづくりガイドラインの役割と位置付け 10

第２章　まちの背景 11
１．赤坂中地区の概要 12
２．本地区に関連する上位計画・関連計画 13
３．まちの歴史 26
４．まちの現況 33
５．まちの魅力・特性 35
６．まちの課題 42

第３章　まちの将来像 47
１．まちの将来像 48
２．目指すべきまちの姿 49

第４章　分野別まちづくりの方針 50
１．分野別まちづくりの方針の役割と位置付け 51
２．各分野別まちづくりの方針 54

第５章　エリア別まちづくりの方向性 90
１．エリア別まちづくりの方向性について 92
２．エリア区分の考え方 92
３．まちづくりの方向性と重点方針 93

第６章　まちづくりの実現に向けて 101
１．まちづくりの推進 102
２．まちづくりの実現にむけた各手法・制度等の活用 103
３．まちづくりガイドラインの運用 107

参考資料 108
１．まちづくりガイドライン策定までの経緯 109
２．まちの意見 113
３．用語解説 125

□ ガイドラインの構成

第１章 はじめに	ガイドライン策定の背景と目的					
	対象区域					
	まちづくりガイドラインの位置付けと役割					
第２章 まちの背景	地区の概要	上位計画・ 関連計画	まちの歴史	まちの現況	まちの 魅力・特性	まちの課題
第３章 まちの 将来像	**＜まちの将来像＞ 歴史と文化を伝承し、活気にあふれる、 安全・安心な職住環境を育むまち　赤坂**					
	＜めざすべきまちの姿＞					
	職住近接等の多様な ライフスタイルに対応した 誰もが働きやすく 住み続けられるまち	赤坂の歴史・文化と 日常の活動の場が 共存する 活気にあふれるまち	都市活動を 早期に回復できる 災害に強く 安全・安心なまち			
第４章 分野別 まちづくり の方針	方針１	土地利用・活用				
	方針２	住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯				
	方針３	道路・交通				
	方針４	緑・水				
	方針５	防災・復興				
	方針６	景観				
	方針７	脱炭素化・ＤＸ				
	方針８	国際化・観光・文化				
第５章 エリア別 まちづくり の方向性	＜エリアの特徴・まちづくりの方向性＞					
	赤坂通り周辺エリア	東エリア	中エリア	西エリア		
第６章　まちづくりの実現に向けて						

（調整ページ）

第１章　はじめに

1. ガイドライン策定の背景と目的

赤坂中地区（以下「本地区」といいます。）は、江戸時代初期における徳川家の隆盛とともに武家屋敷町が形成され、江戸時代の終わりには、武家屋敷を取り巻くように町人地が形成されてきました。また、大正から昭和初期まで内閣総理大臣、大蔵大臣を務めた高橋是清の邸宅跡地にある高橋是清翁記念公園、乃木大将を祀る乃木神社等、歴史を偲ぶことができる場所が残っています。戦後になると、格式あるホテルが赤坂地域の周囲に立地したことにより、数多の要人等が行き交う料亭のまちとしてもにぎわうようになりました。そして、本地区内の開発や基盤整備も少しずつ進められ、起伏に富んだ地形や活気のある商店会（街）等により、個性ある街並みが形成されてきました。

近年では、居住人口の高齢化、社会経済の不安定な見通しなどによるまちの活力の低下を懸念し、地元主体の積極的な取組として令和３（2021）年３月に「赤坂地域まちづくり構想（地元案）」が策定されています。また、令和２（2020）年 12 月に赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業が、令和３（2021）年 11 月に赤坂二・六丁目地区都市再生特別地区が都市計画決定されるなど、本地区を取り巻く環境は変化しつつあります。

さらに、まちづくりマスタープランが改定された平成 29（2017）年には想定されていなかった働き方や住まい方の変化、脱炭素社会、ＤＸ、エリアマネジメント、技術革新などの社会情勢の変化への対応や、高経年マンション対策、バリアフリー対応の歩行者ネットワークの不足などの地域の課題を解決する必要があります。

このような状況の中、地元発意のまちづくりの動きや社会情勢の変化に的確に対応し、地域の魅力・特性を生かしつつ、地域の課題を解決しながら、計画的にまちづくりを誘導するため、赤坂中地区まちづくりガイドラインを策定します。

■赤坂地域まちづくり構想（地元案）

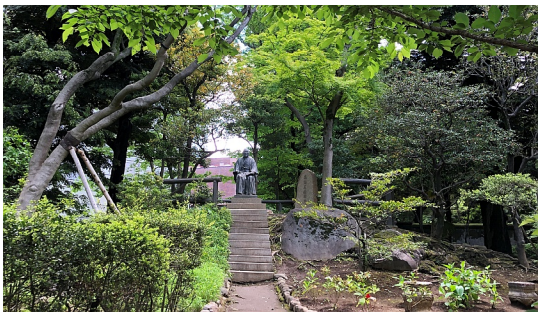

■高橋是清翁記念公園

■赤坂中地区周辺の航空写真
出典：地図・空中写真閲覧サービス

2. 対象区域

（1）まちづくりガイドラインの範囲

本地区は青山通り、外堀通り、外苑東通り（及び区道）、赤坂通り周辺の町会の境界等に囲まれた約 88 ヘクタールの地区です。

＜住居表示：赤坂三、四、五、七、八丁目全域。赤坂二、六、九丁目の一部。＞

（2）範囲設定の理由

北側・東側・西側は、広幅員の３本の幹線道路で範囲を設定しています。南側は、赤坂通り周辺の町会やまちづくり協議会といった地元主体のまちづくりと赤坂通りを挟んだ商店会（街）などが、赤坂通り沿道で一体となって実施されていること、赤坂見附駅から赤坂駅周辺にかけたにぎわいのある街並みが商店会（街）の範囲を中心に形成されていることなどから、赤坂通りをまたぐ町会の境界等までとしています。

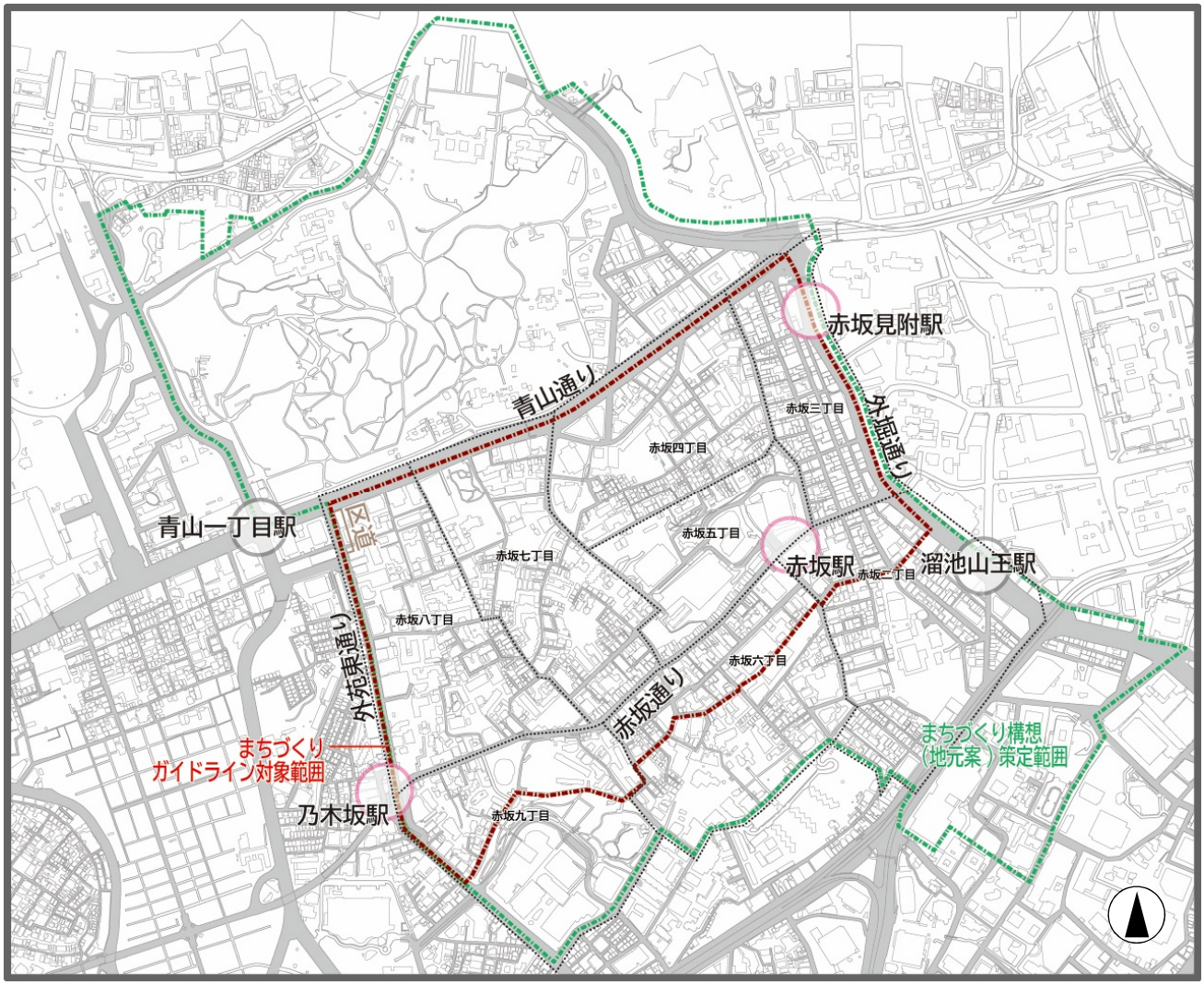

■まちづくりガイドライン対象範囲と、赤坂地域まちづくり構想（地元案）の策定範囲

3. まちづくりガイドラインの役割と位置付け

まちづくりガイドラインは、港区のまちづくり分野の最上位計画である「港区まちづくりマスタープラン（平成 29（2017）年３月）」で示されたまちづくりの基本的な方針に沿って、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちづくりの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引きとして定められるものです。

ガイドラインを策定した地域では、ガイドラインに示すまちの将来像の実現に向けて、地域特性やニーズに応じた事業や活動を進めることで、地域の課題を解決し、地域の個性を生かしたまちづくりを推進します。開発事業者に対し、ガイドラインの区域内で開発が行われる場合を見据え、ガイドラインにおいて地域の課題を解決するような導入機能･整備等をあらかじめを示すことで、計画的なまちづくりを誘導することができます。

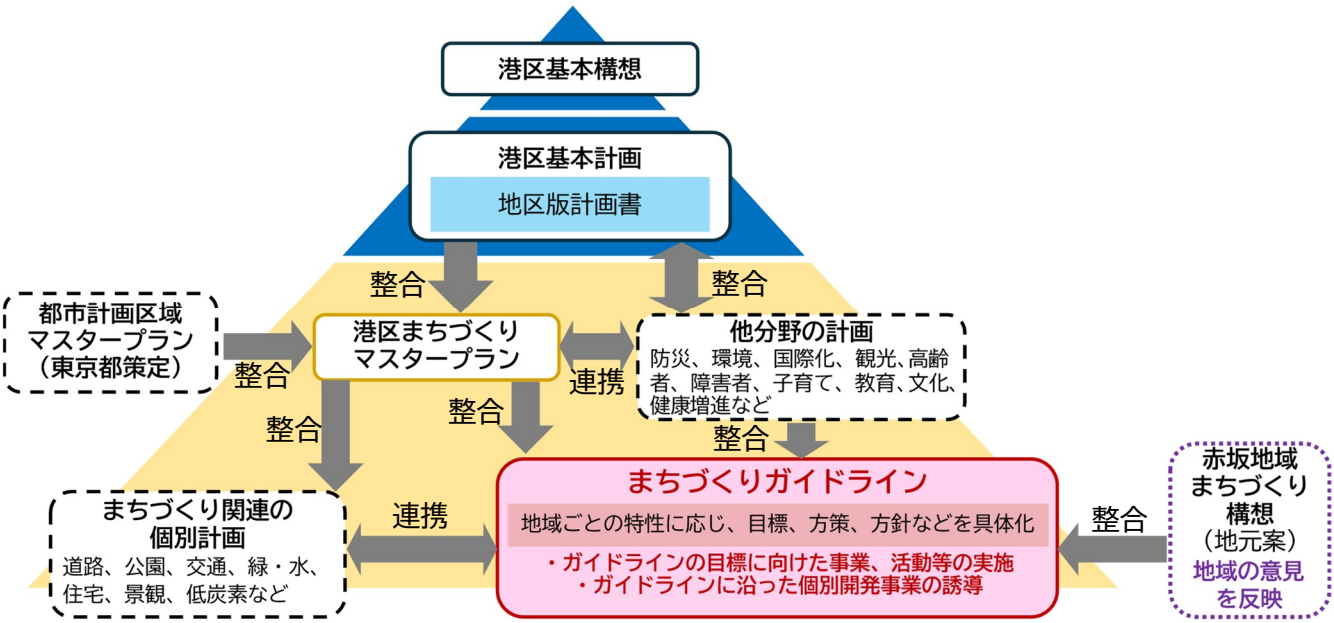

■ガイドラインの位置付け